

# 今後の利根川下流部水面利用協議会等 の開催について

## 目 次

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 今後の協議会・部会の開催方針（案） ..... | 1 |
| 2. 部会の設置（案） .....          | 2 |

令和4年7月

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所

# 1. 今後の協議会・部会の開催方針(案)

## ○今後の協議会・部会の開催方針(案)

・今後、利根川下流水面利用協議会、及び部会については、以下の方針に基づき開催することを提案する。

➤ 利根川下流部水面利用協議会（以下、協議会）は、以下の場合に会長又は会長の了解を得て随時、利根川下流河川事務所長が招集する。

- ・不法係留船や係留施設に関して「利根川下流部不法係留対策計画」の改定が必要な場合
- ・関係法令が改正され、水面利用等への影響が大きい場合
- ・協議会の規約改正が必要な場合
- ・その他、協議会での協議が必要な場合

➤ 地域固有の課題などその時々テーマに即して、部会（（仮称）上流部会、（仮称）下流部会）を設置し、課題解決に向けた取り組みを進める。※部会の設置は、現・規約7条に規定有

- ・利根川下流部の河川事業の予定や調査報告、意見交換の場としても活用していく。  
（現在、別途開催している「利根川下流部漁業懇談会」を本協議会に集約、一本化）
- ・「放置艇ゼロ隻の早期達成に向けた行動方針（案）」に基づき、各主体の取り組み状況等の活動内容を共有（フォローアップ）する。など。

※部会での議論は、部会開催後直近の協議会で報告（規約7条第3項）



# 1. 部会の設置(案) (2)

## ○基本的な各部会の構成員(案)

- ・対象範囲に関係する機関を構成員とし、各対象範囲の固有の課題について協議する。  
(下表は基本的な構成とし地域固有の課題などその時々テーマにより柔軟な構成とする)
- ・協議結果については、部会開催後直近の協議会で報告する。

	(仮称)上流部会	(仮称)下流部会
対象範囲	管内上流端(大利根橋)～神崎大橋	神崎大橋～管内下流端(河口)
学識者	中央大学 山田正 教授 横浜市立大学 鈴木伸治 教授	中央大学 山田正 教授 横浜市立大学 鈴木伸治 教授
漁業協同組合	鬼怒利根漁業協同組合、手賀沼漁業協同組合、印旛沼漁業協同組合、新利根漁業協同組合	佐原漁業協同組合、笹川漁業協同組合、北総漁業協同組合、常陸川漁業協同組合、中利根漁業協同組合、下利根漁業協同組合、銚子市漁業協同組合、はさき漁業協同組合
マリン事業協会	(一社)日本マリン事業協会(関東支部)	(一社)日本マリン事業協会(関東支部)
市・町	千葉県:我孫子市、柏市、印西市、栄町、成田市 茨城県:取手市、利根町、河内町	千葉県:神崎町、香取市、東庄町、銚子市 茨城県:稲敷市、神栖市
県	千葉県、茨城県	千葉県、茨城県
海上保安庁	—	銚子海上保安部
警察	千葉県警察本部、茨城県警察本部	千葉県警察本部、茨城県警察本部
(独法)水資源機構	—	(独法)水資源機構
国土交通省	北千葉導水路管理支所、取手出張所、竜ヶ崎出張所、安食出張所、金江津出張所	管理課分室管内(旧佐原出張所)、小見川出張所、銚子出張所